

国 港 総 第 5 2 8 号
国 港 技 第 8 4 号
令和 6 年 1 2 月 2 3 日

各地方整備局副局長（次長） 殿
（参考送付）
北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

港 湾 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「契約業者取扱要領」等の一部改正等について

標記について、下記のとおり改正等することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（契約業者取扱要領の一部改正）

- 1 「契約業者取扱要領」（昭和 5 5 年 1 2 月 1 日付け港管第 3 7 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（等級に対応する競争のための予定金額） 第 7 条の 4 前 3 条に定める等級に対応する競争のための予定金額は、それぞれ次のとおりとする。 （ 1 ）第 7 条第 2 項前段に定める等級のうち空港等土木工事、港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に係る等級に対応する競争のための予定金額	（等級に対応する競争のための予定金額） 第 7 条の 4 前 3 条に定める等級に対応する競争のための予定金額は、それぞれ次のとおりとする。 （ 1 ）第 7 条第 2 項前段に定める等級のうち空港等土木工事、港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に係る等級に対応する競争のための予定金額

等 級 競争のための予定金額

A 29,000万円以上

B 10,000万円以上

29,000万円未満

C 10,000万円未満

(2) 第7条第2項前段に定める等級のうち空港等舗装工事に係る等級に対応する競争のための予定金額

等 級 競争のための予定金額

A 14,000万円以上

B 6,000万円以上

14,000万円未満

C 6,000万円未満

(3) 第7条第2項後段に定める等級のうち港湾等鋼構造物工事に係る等級に対応する競争のための予定金額

等 級 競争のための予定金額

A 4,200万円以上

B 4,200万円未満

(4)～(6) (略)

(工事及び測量調査の一般競争の有資格者)

第16条 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者及びその者より上位等級の有資格者により競争を行わせることができる。

(1)～(3) (略)

2 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、当該契約が予定金額に比して内容が単純で、かつ、安易なものと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者の直近下位の等級に属する有資格者により競争を行わせることができる。

3 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事

等 級 競争のための予定金額

A 25,000万円以上

B 9,000万円以上

25,000万円未満

C 9,000万円未満

(2) 第7条第2項前段に定める等級のうち空港等舗装工事に係る等級に対応する競争のための予定金額

等 級 競争のための予定金額

A 12,000万円以上

B 5,000万円以上

12,000万円未満

C 5,000万円未満

(3) 第7条第2項後段に定める等級のうち港湾等鋼構造物工事に係る等級に対応する競争のための予定金額

等 級 競争のための予定金額

A 3,700万円以上

B 3,700万円未満

(4)～(6) (略)

(工事及び測量調査の一般競争の有資格者)

第16条 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者及びその者より上位等級の有資格者により競争を行わせることができる。

(1)～(3) (略)

2 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、当該工事が予定金額に比して工事内容が単純で、かつ、安易なものと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者の直近下位の等級に属する有資格者により競争を行わせることができる。

及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、当該有資格者の属する等級の直近上下位の等級の有資格者により競争を行わせることができる。

4 契約担当官等は、前条並びに第2項及び第3項の規定にかかわらず、前条の有資格者の2等級下位の等級に属する有資格者の中から工事成績が特に優秀な者を競争に含めることができる。

3 契約担当官等は、前条及び前項の規定にかかわらず、前条の有資格者の2等級下位の等級に属する有資格者の中から工事成績が特に優秀な者を競争に含めることができる。

附 則

本通達は、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事及び測量調査から適用する。ただし、令和7年3月31日までの契約締結を見込み、入札公告を行った工事及び測量調査は除く。

(契約業者取扱要領における技術的難易度等の運用についての一部改正)

2 「契約業者取扱要領における技術的難易度等の運用について」(平成17年10月7日付け国港総第240号、国港建第134号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1. 取扱要領の第16条第1項、同条第2項における港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事 条項等 予定金額 (技術的難易度及び等級区分は略) 第16条第1項 <u>2億4千万円以上2億9千万円未</u> <u>満</u> 第16条第1項 <u>8千万円以上1億円未</u> <u>満</u> 第16条第2項 <u>2億9千万円以上3億円4千万</u> <u>円未</u> <u>満</u> 第16条第2項 <u>1億円以上1億2千万円未</u> <u>満</u>	1. 取扱要領の第16条第1項、同条第2項における港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事 条項等 予定金額 (技術的難易度及び等級区分は略) 第16条 <u>1</u> <u>2億円以上2億5千万円未</u> <u>満</u> 第16条 <u>1</u> <u>7千万円以上9千万円未</u> <u>満</u> 第16条 <u>2</u> <u>2億5千万円以上3億円未</u> <u>満</u>
2. 取扱要領の第17条第3項、同条第4項における港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事 条項等 予定金額 (技術的難易度及び等級区分は略) 第17条第3項 <u>2億4千万円以上2億9千万円未</u> <u>満</u> 第17条第3項 <u>8千万円以上1億円未</u> <u>満</u>	2. 取扱要領の第17条第3項、同条第4項における港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事 条項等 予定金額 (技術的難易度及び等級区分は略) 第17条 <u>3</u> <u>2億円以上2億5千万円未</u> <u>満</u> 第17条 <u>3</u> <u>7千万円以上9千万円未</u> <u>満</u>

第17条第4項 <u>2億9千万円以上3億円4千万円未満</u>	第17条4 <u>2億5千万円以上3億円未満</u>
第17条第4項 <u>1億円以上1億2千万円未満</u>	第17条4 <u>9千万円以上1億1千万円未満</u>

附 則

本通達は、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。ただし、令和7年3月31日までの契約締結を見込み、入札公告を行った工事は除く。

(工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行についての一部改正)

3 「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について」(平成19年4月18日付け国港総第47-2号、国港技第4-2号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(別 紙)		(別 紙)	
港湾土木工事、空港等 土木工事、港湾等 しゅんせつ工事、港湾 等鋼構造物工事	空港等舗装工事	港湾土木工事、空港等 土木工事、港湾等 しゅんせつ工事、港湾 等鋼構造物工事	空港等舗装工事
<u>4,200万円未満</u>	<u>6,000万円未満</u>	<u>3,700万円未満</u>	<u>5,000万円未満</u>
<u>4,200万円以上</u> <u>1億円未満</u>	<u>6,000万円以上</u>	<u>3,700万円以上</u> <u>9,000万円未満</u>	<u>5,000万円以上</u>
<u>1億円以上</u> <u>1億7,000万円未満</u>	<u>1億4,000万円未満</u>	<u>9,000万円以上</u> <u>1億5,000万円未満</u>	<u>1億2,000万円未満</u>
<u>1億7,000万円以上</u> <u>2億9,000万円未満</u>	<u>1億4,000万円以上</u> <u>2億9,000万円未満</u>	<u>1億5,000万円以上</u> <u>2億5,000万円未満</u>	<u>1億2,000万円以上</u> <u>2億5,000万円未満</u>
<u>2億9,000万円以上</u> 適用額未満	<u>2億9,000万円以上</u> 適用額未満	<u>2億5,000万円以上</u> 適用額未満	<u>2億5,000万円以上</u> 適用額未満
適用額以上 15億円未満	適用額以上 10億円未満	適用額以上 15億円未満	適用額以上 10億円未満
15億円以上 30億円未満	10億円以上 20億円未満	15億円以上 30億円未満	10億円以上 20億円未満
30億円以上 50億円未満	20億円以上	30億円以上 50億円未満	20億円以上

50億円以上		50億円以上	
--------	--	--------	--

附 則

本通達は、令和 7 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用する。

（東日本大震災をふまえた入札・契約手続きに関する運用の緩和についての廃止）

4 「東日本大震災をふまえた入札・契約手続きに関する運用の緩和について」（平成 23 年 5 月 13 日付け国港総第 102 号、国港技第 28 号）は廃止する。